

担当課名	クリーンセンター
案件名	1号炉ガス冷却塔耐火物緊急修繕
案件の概要	1号炉ガス冷却塔耐火物の緊急修繕を実施
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和7年11月4日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	15,400,000円（うち消費税1,400,000円）
契約期間	契約を行った日～令和8年3月31日
随意契約とした理由	<p>本業務は、1号炉ガス冷却塔耐火物の緊急修繕を実施するものである。</p> <p>ガス冷却塔は高温な燃焼ガスに晒されるため、現在、大部分の耐火物の損傷が確認されており、このまま使用し続けるとガス冷却塔耐火物が崩落する状態である。崩落した場合は長期間焼却運転を停止させなければならない。長期間停止した場合、ごみピットに貯めれなくなり、その場合は市外搬出や、市民に排出制限をかけなければならない事態になるので、早急に修繕を実施する必要がある。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、2号焼却炉の稼働を行いながら修繕を進めていく必要があり、安全性を確保しながら修繕を進めていかなければならず、今回の修繕の実施にあたっては日々搬入されるごみ量の推移も踏まえ、厳密なスケジュール調整が必要となっている。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当）</p>